

令和7年度福祉・介護職員処遇改善加算等の届出について

1 令和7年度の福祉・介護職員等処遇改善加算の算定に係る事務手続きの流れ

※国による障害福祉（障害児支援）人材確保・職場環境改善等事業については、山口県健康福祉部障害者支援課にお問い合わせください。

① 賃金改善に関する計画の策定

サービス事業所ごとに加算見込額を算出し、計画書を作成。

② 事業所の職員に対する周知

全従事者が閲覧できる掲示板等への掲示や全従事者への文書による通知等、各法人・事業所において適切な方法で実施することが必要。

③ 計画書の提出 及び 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表 の提出

(1) 令和7年度

令和7年度計画書については、令和6年度から継続取得する場合を含め、令和7年4月15日（火）までに障害者支援課へ提出（原則、電子メール）。

介護給付費算定に係る体制等に関する届出書の変更届及び介護給付費等算定に係る体制等状況一覧表については、加算を新たに取得又は区分変更する場合は令和7年4月15日（火）までに、市障害者支援課へ提出。

(2) 通常時

ア 新規指定申請と同時に新規届出を行う場合

計画書を算定開始月の前々月末までに市障害者支援課へ提出（原則、電子メール）。

新規指定申請書類の中の「介護給付費算定体制に係る体制等状況一覧表」に加算内容を記載し、サービス開始月の前々月末までに、市障害者支援課へ提出。

イ 事業実施の途中からの新規届出を行う場合

計画書を算定開始月の前々月末までに市障害者支援課へ提出（原則、電子メール）。

「介護給付費算定体制に係る体制等状況一覧表」に加算内容を記載し、介護給付費算定に係る体制等に関する届出書の変更届とともに、算定開始月の前月15日までに、市障害者支援課へ提出。

④ 加算の受領 及び 賃金改善の実施

加算を受領し、当該加算額以上の賃金改善を実施。

⑤ 実績報告書の提出

実績報告書について、市障害者支援課が別途通知する日までに市障害者支援課へ提出（原則、電子メール）。

2 加算の算定に必要な届出について

(1) 計画書の提出

提出期限	算定月の前々月末日まで ※ <u>令和7年度計画書については、令和6年度から継続取得する場合を含め、令和7年4月15日(火)まで</u>																		
提出先	下関市福祉部障害者支援課 【提出方法について】 原則、電子メール（電子メールによる提出が困難な場合は、郵送又は持参により提出してください。） ■電子メールの場合 shogai_shitei@city.shimonoseki.yamaguchi.jp ※メールの件名は「R7処遇改善加算等計画書（法人名等を記載）」と してください。 例) 株式会社〇〇のR7計画書の場合 「R7処遇改善加算等計画書（株式会社〇〇）」 ※Excel形式で提出してください（PDF不可）。 ■郵送又は持参の場合 〒750-8521 山口県下関市南部町1番1号 下関市福祉部障害者支援課																		
提出書類	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>様式名等</th> <th>過去に提出済みの場合</th> <th>初めての届出の場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>市様式（令和7年度福祉・介護職員処遇改善加算等届出書）</td> <td></td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>別紙様式2-1 計画書 総括表</td> <td></td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>別紙様式2-2 (計画書 個票)</td> <td></td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>				様式名等	過去に提出済みの場合	初めての届出の場合	1	市様式（令和7年度福祉・介護職員処遇改善加算等届出書）		○	2	別紙様式2-1 計画書 総括表		○	3	別紙様式2-2 (計画書 個票)		○
	様式名等	過去に提出済みの場合	初めての届出の場合																
1	市様式（令和7年度福祉・介護職員処遇改善加算等届出書）		○																
2	別紙様式2-1 計画書 総括表		○																
3	別紙様式2-2 (計画書 個票)		○																

※ 様式は、市障害者支援課のホームページをご確認ください。

<https://www.city.shimonoseki.lg.jp/soshiki/41/1907.html>

※ 計画書の作成にあたっては、国通知（「福祉・介護職員処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」）を確認してください。

(2) 加算の届出

提出期限	算定月の前月15日まで ※ <u>4月又は5月から加算を取得又は区分変更する場合は令和7年4月15日(火)まで</u>
届出先	下関市福祉部障害者支援課
提出書類	・介護給付費算定に係る体制等に関する届出書の変更届 ・介護給付費等算定に係る体制等状況一覧表

3 計画書の変更に係る届出書の提出について

障害福祉サービス事業者等は、加算を取得する際に提出した計画書に、変更があった場合には、変更に係る届出書（別紙様式4）及び添付書類を提出してください。

届出が必要な変更事項については国通知（「福祉・介護職員処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」）の9・10ページをご参照ください。

4 お問い合わせ先

（1）制度に関すること

厚生労働省コールセンター

電話番号：050-3733-0230

受付時間：9時～18時（土日含む）

（2）本通知や市様式等に関すること

下関市福祉部障害者支援課

電話番号：083-227-4199